

# 近代韓日関係と巨文島漁業移民

呂 博 東\*

## 1. はじめに

本稿の目的は、植民地支配下における巨文島の近代漁業問題と関連する日本人漁業移民の入島経緯とその漁村の形成過程を日帝の植民政策とのかかわりのなかで明らかにすると共に、日本人移住漁民と巨文島住民との相互関係を移住漁民の生活状況及びその活動を通じて把握するところにある。

近代の韓日関係に関する研究は、主に植民地支配下における農工商産業部門の収奪にたいする研究が主流をなしていて、漁業にかんする研究はおろそかになっている実情である。とりわけ日本人の朝鮮への漁業関係移民（殖民）政策及び移民状況にかんする研究は、寡聞ながらほとんどないといつても過言ではないであろう<sup>1)</sup>。

本稿においては、巨文島の実地調査を通じて収集した資料にもとづいて、巨文島における漁業移民の経緯と移住漁民の活動ぶり及び役割などを明らかにし、なお、巨文島の漁業移民の歴史的意義を日帝の朝鮮植民政策と植民状況とのかかわりのなかで位置づけ把握してみたいとおもう。

このような研究は、近代韓日関係における植民地支配研究において欠落している部分を補完するのみならず、植民地支配の実相を全体的にとらえ、植民地支配民と被支配民との相互関係を理解するのにも一助となるであろう。

巨文島は現在の行政区域上、全羅南道麗川郡三山面に属しており、東島、西島、古島の3つの島（3島）よりなっている。そして法定里と

して西島の西島里、徳村里、東島の東島里、古島の巨文里の4ヶ里、行政里として西島の西島里（一名、長村）、辺村里、徳村里、東島の柚村里、竹村里、古島の巨文里の6ヶ里よりなる。これら行政里は自然村落にもとづいているものである<sup>2)</sup>。

そのなかで、古島の巨文里が日本人の入島によって形成された典型的な日本漁村である。当時ここに面役場をはじめ、各種の行政役所が位置し巨文島及び三山面の中心地であった。現在もその伝統をついで中心地となっており、とくに巨文里の海べの通りをそって日本式2階家が当時の面影を止めてたちならんでいる。三島神社の跡もヘリ機着陸地となっていて開発からとりのこされ、原形のとおり保存されている。

巨文島は歴史的には朝鮮時代の1396年に興陽県（現在の高興）に属されて三島とよばれた。そして1896年突山郡に編入され、1914年突山郡の改編廃止とともにさらに麗水郡に編入されたが、1949年麗水市の昇格独立とともに麗水郡が麗川郡に改称され今日にいたっている。それから1845年7月英國海軍によって発見され当時の英國海軍大臣の名前にちなんで＜ポート・ハミルトン＞と命名され、かれらの海図に表記された。当時の英國海軍は巨文島を＜東洋のジブラルタル＞と評価していたといわれる<sup>3)</sup>。1854年にはプウチャーチン提督のひきいるロシア艦隊が不法寄港したこともあり、1885年3月には英國艦隊が不法占拠し、いわゆる＜巨文島事件＞（1887年2月撤退）をおこした歴史の現場でもある。

巨文島の地政学的な位置をみれば、麗水から

\*）啓明大学校外国学大学日本学科教授（日本史）  
1) 日帝の水産業侵奪にかんする研究としては、崔泰鎬、「日帝下의韓国水産業에 關한 研究」（金文植外、『日帝의 経済侵奪史』、玄音社、1982、317-416ページ）、朴九秉、『韓國水産業史』（太和出版社、1966）等をあげることができる。

2) 蘆隆熙、李昌雨、「巨文島・白島隣近島嶼의 開發と 保護」（財團法人自然保護中央協議会『自然実態綜合調査報告第4輯巨文島・白島隣近島嶼』、1985）、318-319ページ参照。

59マイル、済州道から54マイルの距離にはなれてほぼ中間地点に位置している。そして、釜山から123マイル、木浦から85マイル、九州の五島列島から100マイル、対馬から105マイルの距離に位置し、香港とウラジオストックとの中間距離に位置して地政学的に列強の注目的になってきた所である。

巨文島と近代日本との相互関係は主として露日戦争期を前後してはじまった。1904年西島の水越山(196m)に日本軍によって燈台が設置されており、日本海軍が駐屯して海底通信施設を設置した。日本民間人は1905年統監府統治下で入島はじめた。そして1906年には郵便電信所、1910年に巡回駐在所が設置され、1915年頃には日本人小学校が開校されている。また、1918年には漁業組合が設立され、1923年には巨文港が指定港となり税関出張所がおかれた。1929年には巨文島漁業組合が指定組合となるなど、解放(敗戦)直前まで巨文島は日帝の主要軍事要所として、あるいは漁業前進基地として注目をあびてきた。

面接調査によれば、当時の体験者達は日本移住民にたいし悪い感情ではなく、敗戦による引揚のときにも小さな不祥事もおこらずに、舟でその荷物を日本まで運搬してやったこともあるほどであったという。本稿ではその所以もさぐってみたいとおもう。

## 2. 日帝の植民政策と朝鮮漁業移民

日本の植民地支配政策の基調は、移民(植民)政策の側面からみれば、国土の拡大、膨脹する人口の拡散、資源の確保及び商品市場の拡大等として表現される大和民族日本の大国化主義にあったといえよう。このような事実は『帝国議会衆議院議事速記録』の分析を通じて確認することができる。日本の帝国議会がはじめてひらかれた1890年2月から1945年8月までの衆議院の議政活動の中で大韓帝国(朝鮮)と関連のある植民政策や移民政策に関する立法案、建議案、質疑案等をみれば、朝鮮居留民問題に関するもの7件、人口政策や移民政策にかんするもの7件、植民政策にかんするもの9件、殖

民庁、植民省、拓殖省の設置にかんするもの13件、満韓移民の保護奨励問題にかんするもの8件となっている<sup>4)</sup>。

これらの案件の内容をみれば、植民政策や移民政策の基本的発想が国内的には国土の狭小、爆発的な人口増加、資源の不足等に、国外的には米国をはじめとするカナダ、オーストラリア等における日本移民排斥雰囲気の高潮のような状況にその基盤をおいていることがわかる。

まず、世界列強と同等な力を養うためには海外移住がもっとも重要であるという主張が1892(明治25)年にあらわれている<sup>5)</sup>。そして、1896年には「移民保護法」(法律第70号)が制定され、その第1条に「外国に労働の目的を以て移住するところのものを移民と称する」と規定している<sup>6)</sup>。その後1901年12月には、その第1条の「外国」を「清・韓両国以外の外国」と改正されるが、この改正法律案の審議過程における政府委員の答弁のなかに、カナダ、オーストラリア等において日本移民が停止されているとの発言がなされている<sup>7)</sup>。このことから移民を中国と韓国をとりのぞいた外国に労働を目的として移住することをさしていることがわかる。清国と韓国を除外した理由について前川議員はつぎのように発言している。

「(略)支那人若くハ朝鮮人ノ労働者ヲ日本人ノ國法ニ於テ認ムルト云フコトハ他ノ外国人ニ比較致シマシテ一時ノ疑問トナリ來ッテ居ルノデアリマスガ、其根底ニハ必ス文明欲ノ低キ生存欲ノ低キ、若クハ社會欲ノ乏シキ満州若クハ朝鮮ノ労働者ニ向ッテ帝国ノ人民ガ彼等ガ満韓ノ境域ニ於テ労働ノ競争ヲスルコトハ不自然ニシテ、又不利益デアルト云フ思想ガ、政府若

3) 橋隱斎集成刊委員会、『国訳橋隱斎文集』(光州日報出版局、1984)、30ページ。

4) 北岳史学会近現代史分科、『帝国議会衆議院議事速記録』(朝鮮関係記事抜萃、全8巻、太山、1991)を資料として分析した結果である。

5) 加藤議員、「植民探検費ニ関スル建議案」(1892.5.26)、前掲書(第1巻、明治23年2月~39年3月)、32ページ。

6) 「田川大吉郎君ノ質問演説」(明治42.3.14)(前掲書、第2巻)、122ページ。

7) 「移民保護法中改正法律案」(明治34.12.20)(前掲書、第1巻)、246~247ページ。

クハ國民ノ胸中ニ存在シテ居ッタカラ他ノ外國人ノ日本ニ來ッテ雜居スルコトノ自由ヲ認ムルニ拘ラズ，彼レ支那若クハ朝鮮ノ労働者ノ日本ニ來リ移住スルコトヲ拒ムト同時ニ，日本カラ朝鮮若クハ支那ニ向ッテ彼等ノ労働ノ競争ヲ致スコトニ政府ガ深ク注意ヲ払ッテ警戒シテ居ラレタモノデアラウト私ハ思フノデアリマス（略）<sup>8)</sup>

いわば、当時の日本の移民状況は欧米よりは排斥の声がおこり、中国、朝鮮方面にはあまり好感をもってむいていないような実情であったようである。したがって、福井三郎議員は「今日の我国の勢と云ふものは年々五十万ばかりの率を以て、人口が蕃殖するのであるから、此増加する人口を如何にするか、どうしても海外に人を送りだすより外に途がないではないか」という当時の世界大の移民奨励論議を批判しつつ、「東洋は我國民の発展すべき所」であり、まず「一葦帶水の朝鮮より始めよ」と、となえているのである。そして、朝鮮への日本移民の状況について、釜山、仁川、京城、元山、鎮南浦、平壤等に大なる日本町を形成し、何れも其地方に於て最上に位していることを指摘し、これは、政府は巧に防遏禁止の手段を行ったが、「然るに其鉄条網を潜って、彼地に渡ってはたらいた人である、諸君の如く立派な新知識と金を持って居る人が往ったのではない、本国に於ては為すところを失って、僅にせめて朝鮮にでも往ってと云ふやうな境遇の人が、今日は立派な紳士で、御同様が驚く程の金と権力を持って居る、是は言ふまでもない自然の力天の意である」<sup>9)</sup>と発言している。

松本議員は「殖民政策の得失成敗は、今後に於ける帝国の繁栄及隆替に、著しき関係」をもつものであり、「人口増殖の問題を解釈することは、殖民政策を定むるを以て、最大の要訣と考へる」という認識の下に、日本は日清、日露戦争の結果として、「遼東の半島を日本の属

8) 「田川大吉郎君ノ質問演説」（明治42.3.14）（前掲書、第2巻）、122ページ。

9) 「海外移民保護ニ関スル建議案（吉植庄一郎君提出）」（明治38.2.24）（前掲書、第1巻）、309～311ページ、参照。

国と為し、或は樺太を割取し、或は台湾を以て日本の版図とし、朝鮮を以て日本の植民地の一部とし、經營せんければなら」<sup>10)</sup>ないと力説している。そして、彼は殖民府設立の必要性に対して、まず殖民事業は今日国民的生活の基礎を作り、国運発展の根本をなすものであるという点、つぎに、15万方里の土地を有して、4千万の人口が生存して、毎年殆ど60万より70万の人口が増殖している問題などは、将来政治上、社会上の問題であって、今日どうしても此問題を解決して置かなければならない、そして資本増殖力とおなじく人間の増殖力も世界に於ける一大勢力であり、此の立派な日本国民の膨脹する人口を以て新日本を建設すべき一大材料としなければならない点等を指摘して、「殖民的事業は近代に於ける国命の基礎であると云ふ大なる政治上の原則の上に立てられた問題」であり、「将来の日本の光榮は必ず殖民帝国の基礎の上に建設せられなければならぬと信ずる」<sup>11)</sup>とかさねて主張しているのである。

このような国内外の状況の下に、当時の外務大臣小村伯爵は衆議院における発言（明治42.2.2）において、今後の殖民地域として「殖民は西半球にあらずして、寧ろ満韓の方面にある」という意味において「日露戦役の結果として帝国の經營を行ふべき地域の拡大せられたる方面」<sup>12)</sup>であると答え、政府の殖民政策の方向が欧米地域から満韓地域へと転換していることを示唆している。

そして、韓日合邦の成立後大正時代に入って朝鮮への移民が積極的に奨励されることにな

10) 「松本君平君ノ質問演説」（明治39.3.20）（前掲書、第1巻）、363ページ。

11) 「殖民府設立ニ関スル建議案」（松本君平君外13名提出）（明治40.3.22）（前掲書、第2巻）、19ページ。東武議員も、人口増殖は日本の国運の上において極めて祝すべきことであるが、放任しておけば国内の人口過剰を招来し、生産が挙らず、仕事がなくなるので、何とか其人口の排泄の途を講じなければならないとし、これが「日本殖民政策の第1の要義」であり、「帝国の国是」であると主張している（「北海道拓殖政策ノ確立ニ関スル建議案」（小橋栄太郎君外5名提出）（明治42.2.28）、前掲書、94ページ）。

12) 前掲書（第2巻）、66、94、122ページ参照。

る。これは、既に述べたように、中国と朝鮮を除外した海外各地での日本移民の状況が不利な立場におかれていがためである。当時の状況をみれば、「北米合衆国に於て絶対に排斥されて居る加奈陀に於ても我大和民族は排斥されて居る、更に南濠洲をみますればどうである、濠洲方面に於ても排斥されて居るニュージーランドに於ても排斥されて居る、南米方面に於ても今日各地に我大和民族の排斥熱が起らんとしつつあると云ふ有様」であり、とくに濠洲においては1901年の移民制限法が日本移民に対し横暴をつくしていると報告されている<sup>13)</sup>。そこで、桜井議員は「朝鮮は温帶殖民地であって、どうしても我国の移住に関しては重要視して、直に此方面に移民を遣らなければならぬと思ふのでありますけれども、何等の方法も取って居ないと云ふことを認めます、小村侯の声明以来六年、漸く朝鮮に対して十五万人位往って居ると思いますが、是は政府が奨励した結果ではない、自然に流れて行ったものに過ぎないのである」<sup>14)</sup>といい、殖民省の設置を建議している。

このような移民政策の転換と植民地支配政策の結果、1915年の朝鮮への移住者ははじめて30万名をこえ、この時期における巨文島の漁業移民も急激に増加することになるのである。

まず、日本人の朝鮮移住状況をみれば、「韓日通商条約」がむすばれた1876（明治9）年54名であったのが1881年には3,417名となり、1885年には4,521名に増えている。その後やや減少したが1889年には5,589名となっている。日清戦争後の1895年には開港場の居留民を中心に12,303名に増加し1904年には31,093名にのびている。日露戦争後統監府設置とともに1906年には一躍83,315名に急増し、移住民の居住地域も全鮮的に拡大されることになる。その後、持続的に増加し1908年にははじめて10万名を越え（126,168名）、韓日合邦後の1911年には20万名（210,689名、対朝鮮人比1.52%）を越えてい

13) 「移民政策ニ関スル西村丹治郎君ノ質問演説」（大正3.12.23）（前掲書、第3巻）48ページ。

14) 「殖民省設置ニ関スル建議案」（大正5.2.11）（前掲書、第3巻）、164ページ。

る。そして大正時代に入って1915年には303,659名（対朝鮮人比1.90%）に達していることは既に述べた通りである。さらに注目すべき点は、1917年以後日本国内経済の好況と朝鮮内の社会不安等の影響によって移住民の増加率が減少に転じたが、1921年以降反転し1922年末には386,493名を記録していることである<sup>15)</sup>。その後1923年に40万名（403,011名、2.31%）、1930年に50万名（501,867名、2.55%）、1936年に60万名（608,989名、2.85%）、1941年に70万名（717,011名、2.998%）をこえている<sup>16)</sup>。

以上の日本人の朝鮮移住民のうち、漁業に従事する人口をみれば、1907年2,571名（全体移住民の2.6%）、1909年3,903名（2.67%）、1910年5,415名（3.16%）、1911年11,417名（5.4%）と急増している。その後1912年から1916年まで一万名以下に減少するが、1917年10,177名（約3.06%）と一万名をこえて1920年に12,521名（3.60%）に達し漁業移住民として最高を示している。しかし全体移住民に対する比率は韓日合邦直後の水準に達していない。以降、1931年まで1万名から1万2千余名までに増減をくりかえしているが、1932年以後は製塩業者をふくめて1万余名となり、1936年以後は1万名にもおよばないほど減少する<sup>17)</sup>。それに比べて農業部門移住人口は、1907年に3,548名（全体移住民の3.62%）、1910年6,892名（4.02%）、1913年25,634名（9.44%）、1915年35,453名（11.68%）、1919年40,157名（11.59%）、1921年41,461名（11.28%）と年々急増している。以降1925年までやや減少するが、1926年から増加しはじめる。即ち、1926年41,826名（9.46%）、1930年

15) 「内地人の朝鮮移住に就て」（京城商業会議所『朝鮮經濟雑誌』、1924、9月号）、27～29ページ参照。

16) 朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』（1930、1936、1941年度）参照。

17) 『朝鮮総督府統計年報』（各年度版）参照。1934年度以後の統計には、水産業人口に日本人、朝鮮人の区分がなく、1931年度までは漁業人口数、1932年以後は漁業及び製塩業人口数になっている。それから「内地人の朝鮮移住に就て」においては〈朝鮮在住内地人数職業累年比較表〉の「漁業及製塩業」欄に「農林牧畜業人口数」をのせている（京城商業会議所、前掲書、28～29ページ）。

45,903名(9.15%), 1931年46,258名(8.99%)と増加している。しかし全体移住民に対する比率は減少している。その後は人口数も減少している。このように水産業及び農業関係移民を含めた日本人の朝鮮移民の増加率が低い事実について『朝鮮経済雑誌』ではつぎのように指摘している。

即ち、日本人が郷里への執着力が強くてよくよく生活の脅威が迫るのでなれば、単身或は一家を纏めて郷土外に移住しようとしない点、そして内地人の朝鮮に対する知識の不足と殖民思想の欠乏等により今尚朝鮮を異境蒙昧野蛮の地の如く心得て移住者の決心を殺く事夥しいこと、とくに水産業の場合漁業者の移住が少ないので移住に要する設備の不完全又は漁獲方法の相違から惑は漁区にはある漁撈方法は不適当である等が移住者増加阻止の因をなしている点、等をあげている<sup>18)</sup>。

以上のように、日本移民政策が国内外の要因から今まで好感をもたなかつた満韓地域に1909年ころからその政策的方向をかえたが、政策立案者の期待ほどには成果があがらなかつたようである。反面、日本移民をうけいれる側の韓国人の立場は当時の新聞の論調によれば深刻にうけとめられていた。『東亜日報』には、東拓移民が朝鮮の小作人にとって「惨酷な致命傷的もの」であり、「朝鮮人全部といつても過言でない全人口の8割を占拠する朝鮮農作人に対しては最っとも暴悪な侵入者である」と規定し、「総督政治は朝鮮人の生活と産業を保護するのでなく朝鮮人の生活と産業の向上発展を口実としてかえて東拓移民の奨励に没頭」しているが、東拓移民を廃止しなければ朝鮮小作人の生活は維持することができないと主張している<sup>19)</sup>。

18) 京城商業會議所、前掲書、29~30ページ。

19) 許永鎬「東拓移民을 废止하여 라(一), (二)」(『東亜日報』1921.11.4, 5, 仙子町『日帝下新聞社説連載資料集1巻』永進文化社、1991)247~248ページ。このような日本の人口問題、移民政策と朝鮮移民に関する『東亜日報』の論調は1922年から28年までの間12回にかけてのせられている(仙子町、前掲書4巻、24ページ以下参照)。『朝鮮日報』には日本人移民に対する批判の記事が一回のせられている(「朝鮮と日本移民」『朝鮮日報』1927.1.↗

### 3. 日帝の水産業支配と巨文島移住漁民

近代における日本漁民の朝鮮海での漁撈行為は開港以後本格化すると言ってもいいであろう。開港より韓日合邦にいたるまでがいわゆる日帝の韓国に対する資本主義侵略の過程であり、水産業部門においては日本資本主義の朝鮮漁業支配過程であるといえる。この時期は一般にその侵略過程の特徴によって三期に分けて考察することができる<sup>20)</sup>。

第1期は1876年の開港より1894年の日清戦争までの期間で、日本漁民の非合法的な朝鮮海密漁の段階から朝鮮海通漁の合法化を図る時期である。第2期は日清戦争より1904年の日露戦争直前までの期間で、日帝が日本漁民の朝鮮海への通漁を積極的に保護・奨励した時期である。そして第3期は日露戦争より韓日合邦までの期間で、日本漁民が制度的装置を設けて朝鮮沿海の主要漁場を独占し、朝鮮の水産業を完全に支配し移住漁村の形成の土台をきずく時期である。

第1期における日本漁民の朝鮮海通漁の合法化は、「在朝鮮國日本人民通商章程——以下朝日通商章程と略称」(1883.7.25)の締結よりはじまる。これは最初の通商条約である「朝日貿易規則」(原名、於朝鮮國議定諸港日本人民貿易規則、1876.7.6調印、全文11則)において欠落している関税に関する規定を設けるため議定されたものである。その第41款によれば、「日本國漁船ハ朝鮮國全羅・慶尚・江原・咸鏡ノ4道、朝鮮國漁船ハ日本國肥前・筑前・長門(朝鮮海ニ面シタ所)・石見・出雲・対馬ノ海浜ニ往来捕魚スルヲ聽スト雖私ニ貨物ヲ以テ貿易スルヲ許サス違フ者ハ其品ヲ沒収スヘシ但其所獲ノ魚介ヲ売買スルハ此例ニ非ス其彼此應納ノ魚税及ヒ其他ノ細目ニ至テハ遵行兩年ノ後其景況ニ隨ヒ更ニ協議配定スヘシ」<sup>21)</sup>と規定し、指定された海域に限り漁撈に対する税金も課せず相互の漁業行為をみとめている。しかし、実

→10、仙子町、前掲書12巻、305~306ページ)。

20) 崔泰鎬、前掲書、319~334ページ参照。

21) 関沢清明・竹中邦番『朝鮮通漁事情』(団団社書店、1893)、10~11ページ。

際ににおいては「朝鮮人カ本邦ニ來リ漁スルコトヲ得ヘキ地方ヲ指定セラレタルモノハ唯彼我平等ノ権利アル條約タラシムルノ意ニ過キサルヘシ」と『朝鮮通漁事情』において指摘されている如く、この約款は一方的な日本漁民の朝鮮海域出漁を合法化するためのものであった。なぜならば、当時の朝鮮の漁業状態は「本邦漁人カ彼ノ沿海ニ出漁シ大利ヲ収ムルヲ見ルモ彼等ハ到底己レニ為シ能ハサル所トナシ敢テ之ト競争セント為サス」<sup>22)</sup>の状況であったからである。

「朝日通商章程」の調印と同時に朝鮮海に出漁する日本人の違法行為に対する処罰規定として「処弁日本人民在約定朝鮮海岸漁採犯罪条規——以下漁採犯罪条規と略称)」(1883. 7. 25)が議定された。これは日本側の要求により7ヶ条に成案され調印されたものである。その内容は名目上は違法行為の処罰規定となっているが、実際には日本漁民の違法行為を庇護するかまたは隠蔽することによって朝鮮の法律によって処罰されることを防ぐための治外法権的保護規定であった。即ち、その第2条によれば、朝鮮国の法禁を犯した日本漁夫を朝鮮国官吏が逮捕した時には彼等を日本領事館に引渡し日本領事館をして依法処断せしめることとし、彼等の護送に際しては欺侮侵虐してはならないと規定しているのである。このほかにも日本人違法者を庇護するための細心の注意をはらい、朝鮮政府が彼等を処罰することができる規定は一つも設けられていないのである<sup>23)</sup>。

その後「仁川海面暫准日本漁船捕魚額限規則」(1888. 6. 4)を議定し、制限的ではあるが仁川沿岸も日本漁民に開放された。通商章程締結以来、漁業税をはじめとする他の細則の制定は日本側により延引されてきたが、1889年11月12日全文12ヶ条よりなる「朝鮮日本両国通漁章程——以下朝日通漁章程と略称」が締結された。その主要内容をみれば、両国議定地方の海浜3里以内に出漁する漁民に対する出漁手続と免許鑑札に関する規定(第1条)、漁業税納付

22) 前掲書、104ページ。

23) 朴九秉『韓國漁業史』(正音文庫版、1975), 214ページ。

義務規定(第2条)、捕鯨特許・取締規定(漁業免許鑑札のない漁業行為に対し5円以上15円以下の罰金及び捕獲物没収、(第7条)等である。この章程の問題点としては、漁業税の過少な点、処罰規定の寛大すぎる点などが指摘される。漁業税は漁船当り乗組員10人以上は日本銀貨10円、5人以上9人以下は5円、4人以下は3円と定められ、免許鑑札の免許期間は満一年と規定されていた。これは当時の日本汽船一隻当一ヶ月間の諸経費を控除した実収入が340～350円であったので漁船一隻当り年間漁業税3～10円は過少であるといわざるをえない。そして処罰規定においては朝鮮人は日本国内法により処理し、日本人は日本の領事裁判に委ねて(第6、11条)おり、正式の通漁手続をとらず領海を侵犯して密漁する者に対する処罰が漁業税並みの軽い罰金刑にすぎなかった。この規定は1909年3月末まで約20年間その効力を保っていた<sup>24)</sup>。

以上のような朝鮮海通漁の合法化を図ったのち、日本漁民は正々堂々と朝鮮海にて漁業を営むことができた。この時期における漁業免許証交付件数をみれば、1890年718件、1891年611件、1892年683件である。そして、これら免許取得漁船の規模は乗組員10人以上が12隻、5～9人が596隻、4人以下が1,404隻(全体の70%)である<sup>25)</sup>。しかし日本人の実際調査によれば、当時の慶尚、全羅両道の沿岸を中心とする漁業従事の日本漁船だけで2,000隻以上であったと報告されている<sup>26)</sup>。

第2期において日本政府は日本漁民の朝鮮通漁を積極的に保護・奨励した。『朝鮮通漁事情』によれば、「朝鮮近海の漁場に魚介の饒多なるは一は朝鮮沿海土人の漁業に拙きが故に之を捕ること多からざるにも由るべきと雖元来地勢上潮流其他の関係により自から魚類の群来多きを致すものなることは学理に徴して昭々であり、

24) 崔泰鎬、前掲稿、321ページ、朴九秉、前掲書、232、237～240ページ参照。

25) 関沢明清外、前掲書、105～106ページ。

26) 崔泰鎬、前掲稿、323ページ。

27) 関沢明清外、前掲書、2～4ページ。

朝鮮海の漁利は未だ全く手をつけていない海面で4道の沿海をめぐらしていると言つても可なる」と判断し、朝鮮海漁業の奨励の必要性について次のように述べている。第1に、日本の北海道漁場よりも朝鮮海の魚介類（鯛、鱈、秋刀魚等）が豊富であり、第2に、北海道は春に鰯、秋に鮭等という如く漁期がおわれば漁事が暫く間断し殊に冬日は寒さが甚しくて或る鱈漁場を除くの外は大休業するを常とすれども朝鮮海は終年間断なく漁業の経営が可能では殊に便利で収益多いであること、第3に、鱈、鮈、鮑、海参の如き対清国貿易に価値の高い漁類が朝鮮海に豊富であり、また清国開港場の天津、牛莊、芝罘に頗る近く上海も甚だ遠からずして便利である点、第4に、軍事上の見地よりみても、ロシアが朝鮮漁場をねらっているので先手をうって占有するのが良策であり、事有る時漁業者を海兵として警備或は道案内として活用しうる点等をあげてその必要性を強調している<sup>27)</sup>。

それから出漁者の行為上の注意事項として、第1に朝鮮人との争闘を生せざること、第2に出稼漁業者は同業者の団結をもって規約を訂結して行動のつしみ、相互扶助と救恤につとむること、第3に無免許で出稼漁業を営むことのないことなどをあげている<sup>28)</sup>。

この時期において日本の遠洋漁業者中、大資本は南洋方面の漁場に進出し、朝鮮漁場への出漁の漁民は零細漁民であるといわれる<sup>29)</sup>。これら零細漁民達の朝鮮海通漁が日清戦争後急激に増加し1898年度に1,223隻、1900年度に1,654隻、1903年度に1,589隻等前期に比して約2倍の増加をみせている。しかし実地調査による朝鮮海通漁船数は3,415隻に達していたといわれる<sup>30)</sup>。このような零細通漁民の急増に伴い朝鮮漁民との紛争も多発し通漁民保護と紛争防止のための朝鮮海漁業調査を日本政府ならびに各府県で実施したことについては既に述べた通りである<sup>31)</sup>。

28) 詳細な内容は、前掲書、121~127ページ参照。

29) 穂積真六郎『朝鮮水産の発達と日本』（友邦協会、1968）31ページ。

30) 崔泰鎬、前掲稿、326~327ページ。

31) 両国漁民間の紛争については、外務省『日本外ノ

日本漁民の朝鮮海通漁者の増加は日本政府や府県の積極的な保護・奨励政策によるものであるといえる。まず1897年制定された「遠洋漁業奨励法」をあげることができる。この法は一定屯数以上の漁船に対して奨励金を交付し、その大型化をはかる措置である。そして朝鮮海通漁と関連のある各府県では漁業者補助金を支給して遠洋漁業団を形成せしめ団体出漁をすすめている。

一方釜山では日本通漁民の保護・監督を目的に1897年「朝鮮漁業協会」を設立している。その後1900年5月には「朝鮮海通漁組合連合会」を結成し、通漁民の漁船・漁具の改良、品行矯正、通漁民の保護・団束及び遭難救助、通漁民の通信・貯金・送金の代行、漁業紛争仲裁、需要品供給及び漁獲物販売上の便宜提供、漁場の調査探検及び漁族の保護・繁殖等広範囲の保護・奨励事業を営むこととしている。そして1902年3月には「外国領海水産組合法」（法律第35号）を制定・公布し、朝鮮海通漁組合連合会の組織をあらためて「朝鮮海水産組合」を設立してその業務を継承させている<sup>32)</sup>。

第3期においては、日露戦争の勃発とともに日帝は日本軍の北進に伴う軍用食品の需要急増を理由に黃海、平安、忠清諸道の沿海も開放することを要求し、1904年6月これがうけいれられ、ここで朝鮮半島沿海すべての漁場が日本漁民に完全に開放されることになった。その後1908年には「韓日漁業協定」（1909.4.1より施行）が締結されると同時に「韓国漁業法」（1908.11）が制定・公布され、日本人も韓国人と同じく漁業権を認められることになって日本漁民は韓国の全沿岸のみならず内水面においても漁業を営むみちが開かれた<sup>33)</sup>。

とくに「韓国漁業法」の制定により日本漁民は韓国漁民の主要沿岸漁場を合法的に侵奪することができるようになった。即ち、この法は漁業権について「漁業権と称するは第2条に依り

『外交文書』（第30巻、1954）1197~98ページ及び朴九秉、前掲書、233、241、257ページを参照のこと。

32) 崔泰鎬、前掲稿、324~325ページ。

33) 朴九秉、前掲書、259ページ。

免許を受けた漁業を営む権利を謂う」（第1条）と規定し、第2条において第1種より第5種までの免許漁業権を定めている。ところで韓国漁業法には失策により外国人の漁業及び漁業権に関する制限規定を設けていない。そこで日本人にも韓国漁業法による漁業権をみとめることになったのである。特に、この法においては多くの韓国漁民にとって最っとも重要である専用漁業権に関する規定を完全に欠いていて、韓国漁民に共有され、保護されねばならないはずの主要沿岸漁場が日本漁民に完全に開放されてしまったのである<sup>34)</sup>。これを契機として日本漁民の韓国内移住漁村建設が一層加速度的にすすんだのである。

以上のように日帝の韓国全沿岸漁場の開放とともに内水面までも支配することとなるや、日本漁民の通漁船数は毎年急増することになるのである。1904年の1,581隻から1906年の2,747隻へ増加し、1908年には3,899隻、1910年には3,960隻に急増しており、漁獲高も3,942,650円と推算されている。このような通漁の急増ぶりは日本国内において結成された通漁組合数の推移をみても知ることができる。即ち、日本漁民の朝鮮海通漁が合法化された1883年より合邦まで結成された組合数は78組合である。このうち第1期に該当する日清戦争直前まで設立された組合数は3つであり、第2期の日露戦争直前までは8つであるのに対して第3期の1904年より1910年までの間に設立されたのは67組合に達しているのである<sup>35)</sup>。

日本漁民の朝鮮沿岸移住漁村の形成は以上のような朝鮮海支配過程において、通漁より生ずる色々な弊害と問題点を補完し、ひいては前述の植民政策を実現するための方策の一つとして積極的かつ計画的に推進されることになる。吉

34) 崔泰鎬、前掲稿、328、351～352ページ参照。

日帝は韓日合邦後「漁業令」を1911年6月に制定・公布し1912年4月1日より施行している。これにより「韓国漁業法」は廃止された。この「漁業令」には専用漁業権制（第3条）が導入され保護区域を設定し沿岸漁業権者の共同利益と権利を保護する装置が整えられている（同上稿、355～357ページ）。

35) 同上稿、329～334ページ参照。

田によれば、移住漁村の形成の動機として通漁上の過多な往復日数、漁船の遭難、経営上の問題、通漁民の風紀上の問題等が発生していること、人口増加や資本主義的経済発展に伴う農業移民と相呼応しての漁業移民も必要となったこと、東亜政策の観点からも朝鮮における移住漁村の建設が緊要欠くべからざるものとなったこと、日本漁民への漁業権の許可が韓国居住者に限ることになっている点等をあげている<sup>36)</sup>。

このような移住漁村形成の緊要性にかんがみて日本政府はこのための指針書をつくらせている。1904年12月、農商務省の技師下啓助と技手山脇宗次を派遣して移住漁村建設に関する実態調査を行なわせ、翌年4月報告書『韓国水産業調査報告』を提出させている。この報告書には、通漁者は単に盛漁期において漁利のある所を逐って移転するので永久の漁利を図ることができないから、将来永遠の利益を増進し彼の幸福を享有せしめるためには、「移住民ヲ奨励シ韓国各地ニ日本人ノ聚落ヲ成サシムルコト、韓国沿海ニ吾漁村ヲ組織シ、漁民ヲシテ漸次韓國ノ風習ニ慣熟セシムルト同時ニ、韓国民ヲ我國風ニ同化スルコトニ勉ムルコト」ヲ建議している。そしてこの目的を達成するための具体的方法と政府の財政支援、施設、根拠地選定の基準等について言及している<sup>37)</sup>。

指針書の準備とともに、日本政府と各府県において積極的に移住漁村の建設を指導奨励している。特に各府県と水産団体は韓国的主要地域に事務所を設けて実地調査と土地購入、漁業権の獲得につとめている。山口県の場合、韓海出漁団を組織して漁業権獲得、移住漁村建設地の土地買入等のため県・郡から補助金を交付するとともに係員を派遣している。1908年県水産試験場は主として慶北地方を中心とし移住漁村建設地の実地調査を行っている。豊浦郡のみで1909

36) 吉田敬市『朝鮮水産開発史』（朝水会、1954）、247～248ページ。穂積真六郎は移住漁村成立の動機として、通漁上の魚獲物の処理問題をあげている。即ち、運搬中にその変質のおそれがあるので、朝鮮内においてそれを処理することのできる根拠地が必要である点を指摘しているのである（同氏、前掲書、32ページ）。

37) 吉田敬市、前掲書、249～250ページ参照。

年3月まで南海岸、東海岸において391件の調査を行ない、その中で出願漁場は1府5道19郡にいたり151件に達している。このうち42件が許可されたが、実際に経営したのは全南の6ヶ所にすぎず、その他は漁業税のみ納付し、1913年3月までの間に放棄している。1909年より1919年までの間に各府県漁業団体が取得した漁業権の数は261件に達し、岡山県の45件が最とも多く、愛媛県の38件、山口県の33件、福岡県の30件、島根県の26件とあらわれている<sup>38)</sup>。

吉田は移住漁村を大きく二つにわけて、地方自治団体や水産団体等が計画的に建設したものと「補助移住漁村」と称し、漁民が自力をもって任意に移住立地して発生したものを「自由移住漁村」と称している。本稿では漁民の自力で建設したことをおもんじて「自助移住漁村」と呼ぶことにする。

補助移住漁村は書類上または図面上において終ってしまったものも多く結果はあまりよくなかったといわれる。しかし漁業基地としての立地条件がよく、資金の補助と監督者が秀れているところは成功をおさめている。その模範的な補助移住漁村として、慶南統営郡弥勒島に岡山県の補助によって建設された「岡山村」をあげることができる。その他慶南統営郡二運面に建設された愛媛県の補助移住漁村「入佐村」(1904.12移住)、慶南泗川郡三千浦面東鏡里八場浦の愛媛県の補助移住漁村「愛媛村」(1908移住)等がある。

それに対し自助移住漁村は自己資金でもって移住し大胆に漁業に従事し強固な基盤を築いた漁村を形成したのである。彼らは補助移住漁民のように安易でなく困難を克服しながら苦労を重ねて漁村の繁栄をもたらしたといわれる<sup>39)</sup>。

移住漁村の状況を1914年1月現在の「内地人漁業者移住漁村調査」よりみれば、9ヶ道に亘り59漁村が建設されており、戸口数は986戸3,900名に達している。このうち団体移住によ

るもののが10ヶ村、団体と個人の混合で形成されたものが5ヶ村である。59漁村中最っとも規模の大きい村が入佐村で、152戸641名である。原籍地は福岡、長崎、広島、大分、愛知、島根、愛媛、和歌山、佐賀、岡山、鹿児島、香山、三重、徳島等である。つぎが慶南蔚山郡方魚津で82戸354名に及んでいる。主として香川、福岡、岡山出身で構成されている。3番目が京畿道仁川の53戸208名で、熊本、長崎、岡山、山口、大分、広島、福岡出身からなっている。4番目が慶南東萊郡太辺浦の42戸168名と統営郡岡山村の42戸168名、同郡知世浦の41戸168名である。全南麗水郡巨文島の戸口数は15戸47名で、山口、長崎、香川、鳥取、熊本、愛媛、岡山出身で構成されており、主な漁業は大敷網、鯛延繩、一本釣であり、副業は農業と日用雑貨の小売である<sup>40)</sup>。

巨文島の場合は、日露戦争を前後して日本人漁民が入島はじめ自助移住漁村として成立している。最初に入島した日本人は鳥取県出身の士族として知られる小山光正という人である。当時の状況に対して木村満多三は「日露の風雲急を告ぐるや、日本海軍は直ちに鎮海の前哨基地として西島（現在通称望楼山と言ふ）山頂に海底電信及び無線電信所を設置し哨海の任に当れり、明治三十八年六月日本軍の大勝利の裡に日露戦争終幕するや望楼も亦撤去さる々に至りぬ。是に至り鳥取県人小山光正東上し遞信大臣に陳述し三十九年六月郵便所の許可を得、海底電線を現在地（巨文里）に誘置せり」<sup>41)</sup>と記して

40) 朝鮮総督府『朝鮮漁業暦』1914?、123~130ページ参照。山口精編『朝鮮産業誌』によれば、韓日合邦直前までの移住漁村は12道に亘り39ヶ村、1,146戸4,820名に達している。もっとも大きい漁村は慶南東萊府絶影島の移住漁村で1903、4年頃より自然に発展して227戸862名である。つぎが慶南蔚山郡方魚津（日露戦争後自然発展、1909年福岡県経営）で135戸550名、巨濟郡長承浦（1904年朝鮮海水産組会経営）が120戸400名、蔚山郡内海（日露戦後自然発展）30戸268名、忠南鰲川郡於青島（1897年頃から任意移住）48戸193名の順になっている。全南外羅老島巨文島（日露戦後任意移住）は12戸50名と記されている（同上書、中巻、158~162ページ、崔泰鎬、前掲稿、338~339ページ参照）。

38) 前掲書、250~251ページ。

39) 穂積真六郎、前掲書、35~44ページ、大橋清三郎外編『朝鮮産業指針』（下）（開発社、1915）832ページ以下参照。

いる。小山は日露戦争とともに海底電線架設のための郵政技師として巨文島に入島し西島の徳村里に起居していたが、戦争終結後「巨文島郵便受取所」（1906. 6. 11. 統監府告示第36号、同年7月20日巨文島郵便電信所と改称、1907. 4. 1 巨文島郵便所に承格、1940. 4. 1. 巨文島郵便局と改称）を設置することに尽力し、彼自身多年間その所長を歴任したといわれる。彼は日本人漁夫達に、この地方は博学な所であるから風紀をみださないよう行動をつつしまねばならぬといいましめ、彼自身外出の時は韓国の士大夫のように必ず正装したと伝えられている<sup>42)</sup>。

つぎに巨文島に移住したのは木村忠太郎一家である。彼らは1905年1月故郷山口県豊浦郡豊浦町湯玉に大火事が発生して170余戸の村が全焼する災難にあい、すべてを失なって着のみ着のまま木村（当時35才）は妻リム（当時35才）と3男満多三（当時3才）をつれて巨文島へ移住してきたと伝えられている。巨文島を移住先と選んだ理由は知るすべもないが既述の豊浦郡の移住漁村建設地調査と関連があるのではないだろうか。それはともかく入島当時の状況について木村は日記に次のようにしるしている。

「当時この島には日本に反抗するものがいて、物を盗まれたり暴行をうけたりしたことがあった。ほったて小屋ではあったがそれができあがるまで夜は毛布にくるまり海岸の岩の間に身をかくして夜を明かしたこともあり、大変危険な時もあったりしてその苦労はなみたいていではなかった。一足先にきていた小山光正夫婦とともに地域住民の理解と協力を得るため昼夜分かたず奔走した。病者をいたわり物資を分けあったりして誠意をつくした結果、だんだんと理解してもらうようになり協力者もふえるようになった」<sup>43)</sup>

ついで釜山水産株式会社に勤務していた大野栄太郎等が移住てきて、1908年には8、9戸30余名に達している。その後韓日合邦とともに

41) 巨文島分会『巨文島分会史』（木村満多三記述、1942），12ページ。

42) 郭永甫『巨文島風雲史』（三和文化社、光州、1986），53ページ参照。

43) 同上書、54ページから再引用。

天然の良港、豊富な漁場、便利な通信施設等が誘引要因となり、移住者はふえつづけた。この地域の特産物である鯖、鰯、柔魚等が多くとれる漁期には通漁者が多くあつまり巨文島の沿海は漁船によっておうわれ波市が成り立ったりしたという。移住漁民の数は記録上1910年直前までは12戸50名になっており<sup>44)</sup>、1912年までに堀喜平、村谷茂十郎、山本悦蔵、中村茂作、中野與一、細田電一等が湯玉浦から移住してきている。また大野栄作が山口県萩市三見から移住してきた。こうして移住者の増加とともに当時無人島であった古島を巨文里と称し西島里にあつた面事所をここに移すなど巨文里を三山面の行政中心地とした。ことに麗水警察署管轄下の「巨文島巡查駐在所」<sup>45)</sup>（1910, 8. 5. 統監府告示第170号）を巨文里におくことによってこの体制を固めたと思われる。当時の日本人と西島里住民等との葛藤問題などについては把握することができなかった。

1914年に15戸47名を記録し<sup>46)</sup>、1918年に90戸322名に激増している。麗水港が指定港（1918, 8. 1）に昇格するとともに法院出張所が設置され、巨文島発展にも影響を及ぼしたと思われる。また巨文里に帝国在郷軍人会麗水分会第5班が創立（1918. 11. 1）され、翌年10月31日に巨文島分会に昇格されている<sup>47)</sup>。1923年には巨文島港が指定港となった。当時の巨文島の戸口数は、韓国人1,131戸6,690名、日本人98戸360名となっている<sup>48)</sup>。1929年には日本人が376名に達し最多を記録している<sup>49)</sup>。そして1942年に87戸347名、1943年に87戸355名と記録されているのである<sup>50)</sup>。

44) 崔泰鎬、前掲稿、338ページ。そして1909年7月5日「巨文島日本人会」（木浦理事庁告示第13号）が設立されている（国会図書館、『統監府法令資料集』（下）、1973, 2~3ページ）。

45) 国会図書館、前掲書、678ページ参照。

46) 朝鮮総督府『朝鮮漁業暦』1913?、14ページ。

47) 巨文島分会、前掲書、16~17ページ。

48) 金鶴有編『麗川・麗水発展史』（半島文化社、1988），456ページ。

49) 朝鮮総督府『図説朝鮮地理風俗下』（新光社、1930），63ページ。

50) 巨文島分会、前掲書、15ページ、郭永甫“前掲書、54~55ページ。

#### 4. 移住漁民と巨文島民との関係

巨文島移住漁民の活動に関する文献資料として収集されたのは既述の『巨文島分会史』のほかに〈巨文島沿革誌〉(日本語、両面野紙7頁、三山面所蔵)、〈軍事後援事業概要〉(日本語、両面野紙6頁、三山面所蔵、1938年記録)、〈巨文島漁業組合申請書〉を含む巨文島漁業組合関係書類が主なものである<sup>51)</sup>。その他の資料として〈巨文島港修築記念碑〉(1938.10建立)、三島神社写真(1942年建立)及び鳥居の柱、神社跡等がのこっている。これらが当時の移住民の生活の一面を断片的に伝えているのみである。巨文島尋常小学校と浄土真宗のお寺も建立されていたといわれているが記録資料は発見できなかつた。

当時の体験者の面接調査によれば、解放直前大きな汽船を2隻所有している漁業経営者もあり、病院、床屋、共同風呂場も設けられていたという。そして廊も7ヶ所ほどあったという。「巨文里では犬も錢をくわえて歩く」といわれる程繁盛していたようである。そうして西島や東島の韓国人住民の間には巨文里がある古島が〈蟹〉の形をしていて、蟹が挟みで錢をつまみ入れているようにお金があつまるといわれていたという。

本稿では『巨文島分会史』、〈軍事後援事業概要〉、巨文島漁業組合関係書類を中心に、当時の移住漁民の活動と役割及び韓国人との関係を概略的に述べてみたい。

『巨文島分会史』は当時の移住民の生活相の一面をうかがわせる貴重な文献資料であるので煩をいとわずその内容を年度順に略述すればつきのようである<sup>52)</sup>。

巨文島分会は1918年11月1日〈帝国在郷軍人会麗水分会第五班〉として創立され、会員16名

51) その他各種学校設立認可申請書類が収集されたが、その内容は拙稿「日帝植民統治下の巨文島の教育事情」(韓国語)(啓明大日本文化研究所『日本学誌』第12輯、1992、1~31ページ所収)参照のこと。

52) この資料はガリ版菊判で全117ページ(本文100ページ)からなっている。

で発足している。そして1919年10月31日これを解散し、〈巨文島分会〉を創立し役員選挙を行なっている。役員は分会長、副分会長、監事、理事(2名)、評議員(4名)である。会員は20名、名誉会員7名からなっている。

1921年に38式歩兵銃及び銃剣5挺を地方有志の支援により購入(1月15日)、銃剣術防具を5組購入(9月4日)して装備をととのえる。1924年10月27日臨時役員会にて分会活動資金増成のため大坂毎日新聞取次ぎ販売を決め、1925年2月6日契約成立し販路拡張につとめている。

1927年1月21日隊員の服装統一のため軍服20着を購入し各会員に貸与する。同年9月20日〈巨文島消防組〉が組織され、分会資金で消防服30着を購入し寄附する。1928年6月5日巨文島小学校に通ずる道路狭隘にして険悪のため、この改修を決議し、11日間総工費500円を投じてコンクリート道に補装改修する。この道は現在もそのままのこり〈巨文国民学校〉の登校路として利用されている。同年8月6日午後6時頃、朝鮮軍司令官陸軍中将金谷範三が警備船金剛丸にて来島、警察官駐在所で記念撮影をなし分会員を集め一場の訓示をし、上陸1時間40分にて帰船、麗水向け出帆している。同年11月10日御大典記念祝賀式と共に分会事務所竣工落成式を挙行する。工事費750円は有志寄附により充当する。

1930年7月17日工事費350円を投じて港内岸壁の船舶繋留柱を建設する。同月29日朝鮮軍司令官陸軍中将南次郎済州島の巡視を終え來島す。同年11月3日明治の佳節に当たり巨文島小学校横の畠地に射座を設け第1回の実弾射撃をする。遠近よりの参観者多く盛大であった。1931年4月9日鎮海要港部司令官海軍少将米内光正巨文島視察のため駆逐艦2隻を率いて来島、中野旅館にて分会の歓迎宴をひらく。満州事変に関する記録あり。

1932年4月16日佐世保軍港地帯防空演習実施にあたり仮想敵軍飛行機基地として水上飛行機八機、仮想飛行母艦1隻入港し、全分会員西島里に出張して昼夜三日間飛行機の警戒の任務に就く。同年9月10日午後6時朝鮮総督陸軍大將

宇垣一成地方巡視の途次來島、警備船金剛丸に一泊し、分会員が徹宵警戒の任に當る。總督分會員に金一封を購る。翌日8時麗水向け出帆す。同年11月5日大邱支部理事陸軍少佐原田愛分會狀況視察のため來島、小学校にて時局に関する口演をなす。

1933年5月16日午後1時朝鮮軍司令官陸軍中將川島義之、朝鮮憲兵司令官陸軍少將湯浅祿郎來島巡視す。三島神祠に至り古老木村忠太郎巨文島の沿革並に民状等20分に亘り聽取す。川島將軍分會旗に分會名を揮毫す。筆勢雄渾であると記している。

1937年3月10日閑東軍入江部隊所属陸軍上等兵前田広北支山西地方戦闘で戦死、5月7日巨文島小学校校庭で郡民葬挙行、同年6月22日鎮海要港部司令官海軍中將原敬太郎駆逐艦2隻を率いて來島、中吉旅館に一泊、翌日午後8時麗水向け出港す。この旅館の材木はすべて日本からもってきており、床柱一つの価格が当時千円であったといわれる。現在もほとんどそのままのこっている。同年7月7日の支那事変について記している。同年9月20日帝国連合艦隊司令官海軍大將永野修、幕僚海軍少將公爵小松輝久以下を帶同し來島巡視す。上陸一時間にして帰艦する。

1940年2月19日鎮海要港部司令官海軍中將小林宗之助、駆逐艦2隻を率いて入港、上陸視察し1時間30分にして帰艦す。同年4月7日京城における第20師団管下帝国在郷軍人会の時難克服聖業完遂大会に分會長中村満多三旗手峯幾蔵参加す。同年7月19日麗水での簡閱点呼に参加す。分會創立以来の最初の点呼である。

1941年3月7日分會査閱のため光州兵事部參事陸軍大尉長谷川保一、麗水分會長陸軍少尉村田眞、石川憲兵軍曹來島す。分會創立以来の第一回目の査閱である。同年12月8日の大東亜戦争について記し、「彼米英勢力を東亜より抜本的に駆逐してこそ支那事変解結の捷徑であり大東亜の平和と共に栄の唯一の路なり。錦旗を奉じ一億一心聖業達成に邁進せざる可らず」と決意をかためている。同年12月15日佐世保鎮守府処屬哨海艇四隻、鎮海要港部司令官の令下に属し

巨文島を根拠地となし近海の哨海及び防備の任に就く。

1942年3月26日商船日昌丸避難入港す。鎮海防戦司令部処屬巨濟入港、近海防備の任に就く。同年5月5日分會長地方有志と共に駆潜艇巨濟及び日昌丸を慰問す。同月7日鎮海防戦司令官大和田少将来島、同夜地方有志と共に歓迎宴を開く。同月27日巨文島神祠大前において海軍記念式典を挙行し式後駆潜艇巨濟乗組水兵の相撲大会を開催す。同月29日第二国民兵役8名を分會員に編入す。同年7月13~15日、第2国民兵に対し第一次訓練を実施す。徳村里より燈台に陸行耐熱行軍す。炎熱焼けるが如き山道を強行又強行す。同月28日鎮海防備隊司令兼鎮海海軍港務部々長海軍大佐能美実、駆潜艇濟州にて來島。鎮海防戦司令大和田少将香港丸にて入港す。同年8月10日巨文島分會々則を定む。同年8月23~26日三泊四日間分會事務室に集合し第一回集合訓練を実施す。同年9月1日大日本銃剣道振興会巨文島分會を結成す。同月10日巨文島分會国民貯蓄組合を結成す。同月24日大日本銃剣道振興会巨文島分會発会式を築港埋立広場において挙行す。式後銃剣術競技会開催、駆逐艦濟州乗組下士官水兵と分會員との対攻試合を実施す。同年11月21日巨文島神祠遷座祭警護の任に就く。同年12月8日大東亜戦争開始の感激と決意を新たにしており、会員集合し二ヶ分隊編成、古島北西地区に敵前上陸を敢行し市街戦を展開しつつ国民学校高地の敵陣地を攻略する演習をしている。そして神祠において記念式及び大詔奉読式を挙行している。

1943年1月6日6時非常召集、7日間寒稽古を実施す。3月10日第38回陸軍記念日、午後4時30分全分會員を非常呼集し徳村青年隊を以て仮装敵とし徳村里に敵前上陸する演習をする。7時神祠大前において必勝祈念式を挙行、9時10分警防団と協力し防空訓練を実施、12時神祠鳥居陸揚げに協力。同年4月10日巨文島神祠春季大祭に参列。5月4日巨文島神祠鳥居築造工事に会員出動奉仕す。5月12日神祠鳥居上棟工事に会員勤労奉仕す。5月18日海軍特別志願兵実施制度報告式並に誓宣式に全員参列す。6月

5日故山本元帥の国葬遙拝式を巨文島神祠大前において挙行す。同年8月1日朝鮮徵兵制実施感謝式典を巨文島神祠大前において挙行、式典後銃剣術競技会を実施す。同月3日、先月27日より7日間実施した土用稽古の終了式を神祠大前において挙行。同月27日皇軍必勝祈願祭並に大漁祈願祭を神祠大前において挙行す。式典終了後築港埋立広場において銃剣術競技大会並に相撲大会を実施す。折柄鯖盛漁期のため数十隻漁船在港中にて出場者及観衆は人を以て埋め尽すの状態なりき(16時30分終了、寄付金750円、経費400円)。同年11月3日明治節式典に参列す。海軍々人慰安相撲大会を神祠境内において実施す。11月23日半島壯丁身体検査を分会事務室において実施す。12月8日7時30分全員集合武装完了、西島里に向け強行軍す。西島国民学校大詔奉体式に参列す。出征入営遣家族慰問をなす。12月20日半島壯丁に銃剣術指導をす。

1944年1月13日学徒志願兵入営祈願祭挙行、同日歓送す。2月10日支部長長谷川大尉、陸軍大臣代理官として戦没軍人遺家族慰問のため来島す。4月26日軍人援護週間行事として出征軍人必勝祈願傷痍軍人平癒祈願祭を挙行す。各里遣家族慰問をなす。6月13日第一回半島会員入会式を挙行す。新入会員75名、班編成、班長及組長を任命す(第3班徳村里、第4班西島里、第五班東島里、第六班草島、第7班巽竹島)。同年8月28日在郷軍人会巨文島分会後援会組織す。10月30日巨文島防衛隊結成す。

1945年3月10日全会員集合、巨文島神祠大前において陸軍記念式並皇軍必勝祈願祭挙行。4月15日大日本銃剣道振興会一般会員入会式を巨文島神祠大前において挙行す。加入団体は警察職員、三山面職員、漁業組合、警防団、学校、大日本婦人会三山面支部会員、女子青年隊員、一般男子である。6月27日巨文島守備隊將士慰問す。7月7日守備隊の陳地構築に勤労奉仕す。

同年8月15日13時燈台通信隊村上上等兵終戦の大詔渙発せられたりとの報に接し驚愕す。陸地との通信途絶せるため細詳知することを得ざるも人心為めに大いに動搖セリ。8月19日混沌として情報判明せざるも事重大なるを直感せるま

まに緊急幹部会召集、一般書類を焼却す。8月23日九九式歩兵銃及銃剣五挺は巨文島守備隊に返納す。勅語勅諭は守備隊に奉持し隊長に万事依頼す。銃剣術防具三八式擬銃及び銃剣、鉄兜は海軍軍需部野添兵曹に依頼処分す。

同年8月25日幹部会召集、分会基金、恩賜金、一般会計残金を精算し内地人会員に会員額、役員額、元役員額、入会年月額、特別精勤額等の評準を定め分与す。その金額3千5百89円である。

同年8月27日回顧するに大正8年10月31日巨文島分会創設以来25年10ヶ月。感慨無量なり。幾変遷の歴史と輝かしき攻績とを織りなしたる分会旗を奉持して思出多き第二の故郷、懐かしの巨文島を肅然と去る。さらばよ巨文島!!!

以上のような巨文島分会の記録内容は、三山面所蔵の「軍事後援事業概要」の内容と一致するところが多い。即ち、軍事後援事業は支那事変勃発とともに始まっており、郡に「軍事後援連盟」が結成されるや、上局の方針に則り銃後援事業としてつぎのようなことを行っている。

(1)講演会、座談会開催……一般面民の時局に対する認識を徹底せしむる為講演会を開催し、聴講者延人員は約6千名に達している。そして駐在所においては面内各里において座談会を開催し、長期戦に対応すべき銃後援事業の覚悟に付懇談を遂げその回数32回、参加者1300名に達している。

(2)各種献義金の募集……高射機関統並に海軍飛行機献納資金及軍事後援連盟事業資金募集の報が上局より伝えられるや直ちに面内割当を超過し、青年団・婦人会の奉仕作業、廃品蒐集等による所得金を国防又は慰問金として献金をなしその金額が2,600円の多額に達している。愛國婦人会分区各愛國班の慰問袋募集は約600個に達している。

(3)入営軍人家族慰問……面の入営軍人は当時10名であり、そのうち1名は戦死して郡民葬を挙行した。その他軍属2名戦死、凱旋勇士1名、朝鮮総督府陸軍兵特別志願兵2名入営している。これら軍人家庭に対して愛國婦人会分区並在郷軍人分会及び国民精神総動員連盟等において隨

時慰問をなしている。

(4)海軍将兵の歓迎……駆逐艦その他の艦船の入港するごとに愛国婦人会員及び仏教婦人会員は茶菓の供給等を行い献身的に奉仕している。青年団員は水兵と剣道統剣術及び相撲等の演技をなして皇軍援護の強化徹底に力を注ぎ、慰問激励に努めている。

(5)奉告祭及び祈願祭の執行……面，在郷軍人分会，国民精神総動員連盟の主催の下に三島神祠，各村の適宣所において一般官民，学校児童その他各団体が参集し戦捷奉告祭及び入営軍人奉告祭を実施すると共に武運長久祈願祭及び戦傷兵平癒祈願祭並戦没將兵の慰靈祭を実施している。

巨文島の漁業移住民達が巨文島民に及ぼした影響のうち，漁業に関する主なものは，漁業技術の伝授と「巨文島漁業組合」の結成であるといえよう。当時の漁業団体のうち，朝鮮水産会とともに2大主流をなしていた漁業組合は1912年の「漁業令」と「漁業組合規則」の成立とともに設立されることになった。漁村の漁場と漁民の利益を保護するために漁村を単位にして地区内の漁業者全部を網羅して加入せしめた。そして漁業組合をして漁業権を取得せしめるかあるいは貸付をうけさせるとともに共同の施設を設けることを漁業組合の必須の目的として規定せしめている。それから1930年には「朝鮮漁業組合業務規則」を制定して漁業組合の業務執行基準を定めている<sup>53)</sup>。

朝鮮総督は漁業組合の堅実な発達を図るために必要と認めるきとには，組合を指定して道知事をしてその組合の理事を任命せしめる，指定組合制度を導入している。そして地域中心漁業組合連合会を設立するとともに全国的な「朝鮮漁業組合中央会」（1937年5月設立）を結成している<sup>54)</sup>。

このような制度的装置の枠の中において巨文

島漁業組合は，1918年3月24日朝鮮総督の許可を得て設立された。その間の経過をみれば1917年7月30日西島里，徳村里，東島里，巨文里から各里ごとに2名ずつの代表をだし8名の発起人を構成し，巨文島漁業組合設立に関する同意書を作成，8月30日まで503名の記名捺印をあつめている。そして同年10月23日面事務所において創立総会を開催し5ヶ議案を議決して役員（組合長，理事，監事）を選任し，24日「巨文島漁業組合設立認可申請書」を朝鮮総督に提出している。この申請書には「巨文島漁業組合規約案」「巨文島漁業組合初年度（1917年度）経費収入予算書」「同経費支出予算書」「経費分賦収入方法」「同意書」を添付しており，規約案は10章38条よりなっている。以後巨文島漁業組合は1929年8月に指定組合となり，同年2月の規則改正（10章38条付則よりなる）を経て1930年10月に8章82条に再改正している。組合が享有する勉許漁業権の行使方法と漁業方法，共同施設事業の内容等が規約改正により一層具体化，多様化されていく傾向をうかがうことができる。この漁業組合の主要活動とその役割などについての研究は今後の課題としたい。

## 5. 結 び

巨文島の日本漁民移住漁村の形成は，日帝の植民政策との関連の下に日本漁業の朝鮮海及び朝鮮漁業の支配を基盤として成り立っていることを以上の考察から確認することができよう。

日帝の植民政策の基調は，人口膨張と資本主義経済の発展を土台とする大和民族日本の大国主義にもとづいている。従って人口膨張と資本膨張は国運の基礎となり，国是とならざるを得なかったのである。

とくに，人口問題とむすびついた植民（移民）政策は，諸外国の日本移民排斥気運が高潮する状況のなか，日露戦争勝利の後「満・韓地域」にその政策方向の転換が行われたといえよう。しかし，元来満・韓地域は非文明地であるという認識が強く，移民地として日本人にあまり好感をもって迎えられなかつたようである。そこで，朝鮮移民は政策立案者の期待ほどには実現

53) 朝鮮総督府水産課『水産業の状況』（1933？），8ページ及び朝鮮総督府農林局『朝鮮の水産業』（大海堂印刷，1943），63ページ参照。

54) 『朝鮮の水産業』，63～74ページ参照。

できず、移民の質問題が議論されたりもしたもののである。

反面、韓日合邦以後日本国内の第一次大戦景気による好況に伴う朝鮮人の日本への渡航激増、関東大震災以後の不況下における朝鮮人渡航者の問題等が議論されている<sup>55)</sup>。

一方、韓国内においても、日本移民が国内に及ぼす経済・社会上の弊害について深刻にうけとめ、これに対する問題を提起していた。

漁業部門においては、日本漁民の朝鮮海通漁を合法化する制度的装置として「朝日通商章程」(1883)と「朝日通漁章程」(1889)を締結し、朝鮮の主要海面を開放し日本漁民の自由な出稼漁業を保障している。そして中央政府や地方政府の積極的な奨励政策のもとに朝鮮海漁業が発展したのであり、朝鮮漁業協会(1897)、朝鮮海通漁組合連合会(1900)等の自治団体が官の指導のもとに結成され、その発展をより一層促進したといえよう。

その後、「韓日漁業協定」(1908)の締結と「韓国漁業法」(1908)の制定において、外国人に対する漁業及び漁業権に関する規定と専用漁業権に関する規定を欠落せしめることによって、日本漁民にも漁業権をみとめることになった。そこで朝鮮の全海面のみならず内水面までも日本漁民に開放されることになり、実質的に朝鮮海は韓日合邦以前において既に完全に日本漁民の支配下に入ってしまったのである。

以上のような状況を背景に、朝鮮海通漁上の問題点を補完するとともに植民地政策の目的を実現するために徹底した調査と研究にもとづいて官主導の下に移住漁村の建設が積極的に奨励・推進されたのである。

巨文島の巨文里日本漁民移住漁村の場合、日露戦争を直接的な契機として日本人が自助的に入島しはじめることによって形成されることになった。しかし、地方政府の積極的な移住漁村建設奨励策による後押しがなかったり、豊富な

漁場と天然の良港、便利な通信施設(海底電信施設、燈台)等、漁業前進基地としての良好な立地条件がととのえていなかったならば、巨文島のような落島にそれほどまでに立派な自助移住漁村が成功的に建設されることはなかったであろう。

移住漁民の戸口の趨勢をみれば、1908年30余名、1910年50余名であったのが、1918年には90戸322名に激増している。この時期を前後して「巨文島漁業組合」と「在郷軍人会巨文島分会」等が成立されている。それ以後解放(終戦)直前まで、戸口の変動はあまりなかった。巨文里の開発の限界、漁業条件の問題などが考えられるが、現在としてはその理由を明らかにすることができる資料はみあたらない。

移住漁民の生活と巨文島住民との相互関係についてあたえられた資料をもとに考えてみれば、「巨文島漁業組合関係書類」、「軍事後援事業概要」、「巨文島分会史」に示されているように、巨文島分会、漁業組合、神祠及び各種住民団体が縦横に密接に関わり合い、移住漁民と巨文島民とを経済的に、軍事的に連繋せしめていることを知ることができよう。これは特に『巨文島分会史』の記録に現われた入営者数が1931~45年の間に122名に達し、戦死者9名、傷痍者1名を記録しており、このうち1942~45年の間に入営したものが108名におよんでいて、その大部分が創氏改名した韓国人であったことをみてもうかがい知ることができよう。

面接調査の結果によれば、朝鮮漁民は大部分半農半漁の状態から漁業労働者(外航船員を含めて)あるいは日本人経営商店の店員等に転落したりまたは故郷の地を去って外地へ出でいったと証言している。しかしこのような証言をあとづける文献資料は発見することができなかつた。今後の研究にまつばかりである。

とくに、1920年代末より朝鮮軍司会官が3名、朝鮮総督1名、朝鮮憲兵司令官1名、海軍大将(帝国連合艦隊司令長官)1名、海軍中将2名、海軍少将3名等が巡視のため来島していることが注目される。巨文島が軍事的に重要視されていたことを知ることができよう。

55) 善生永助「朝鮮人の内地渡港」(『外交時報』(607号、1930、10、北岳史学会近現代史分課『日帝下雑誌抜萃・韓末資料叢書10巻』啓明文化社、1991、所収) 557~560ページ参照。

このほか両国漁民の間のより具体的な相互関係を把握するためには、水産業全分野にわたる開発状況の検討、日本国内の巨文島移住関係や水産業開発関係資料の発掘が必要であり、漁

具・漁業技術関係上における影響についても調査・研究が必要であろう。とくに民族文化の差異からおこる両国漁民間の対立と葛藤に関する調査・研究ものぞまれるのである。（終り）

## 呂博東氏の報告をめぐる討議

この十年来、日本列島の〈海の民〉の歴史的研究に関心を抱いている私にとって、呂博東氏の報告はまことに興味深いものであった。まず50分にわたって行われたその報告の概要を私なりにまとめておく。その骨格は次のように構成されている。

- (1)日本帝国主義の植民政策と日本人の海外移住——特に日帝支配下における日本漁民の韓国海域への進出について。
- (2)韓国海域における日帝の侵略と収奪の歴史的推移——特に漁業権をめぐる諸問題と日本漁民の移住。
- (3)巨文島における日本人漁村の形成の経緯——特に巨文里における日本人漁民の活動と巨文島漁民との関係。

日帝の植民地支配を基軸として、さまざまの角度から近代韓日関係の研究が進められているが、呂氏の指摘するように漁民の移住に関する研究は「これまで皆無」であった。

巨文島は全羅南道麗水と済州島の中間に位置し、西島・東島・古島の三島より成る天然の良港である。1885年にイギリス艦隊が不法占拠した「巨文島事件」以来、国際的にも軍事的要港として注目されていた。

報告では、①1876年の開港より1894年の日清戦争に至る第一期、②同年より1906年の日露戦争に至る第二期、③同年より韓国合邦に至るまでの第三期——この三段階にわたって日本人の韓国への移民について詳しく分析する。1908年に10万人を突破して以来、急増傾向が顕著になり、1936年には60万人を突破する。

1900年前後は、日本の急激な人口増加に伴う余剰労働人口は、おもにアメリカ大陸へ移民したのであったが、アメリカ・カナダなどで日本移民を制限し排斥する気運が明確になるにつれて、「満韓地域」移民への政策転換がなされたのである。しかし当地域は、「非文明地域とい

う認識が強く、移民地としては日本人にあまり好感をもって迎えられなかった」と報告者は指摘する。

韓国への漁業移民は、1907年は2,571人（全移民の2.62%）であり、そのピークは1920年の12,521人（同3.60%）である。「韓日漁業協定」（1908）、「韓國漁業法」（1908）の制定によって、韓日合邦以前にいちはやく日本漁民に漁業権が認められて、沿岸部への日本漁民の出漁が盛んに行われていたのだが、実際に移住した漁民は他の産業部門に比して相対的には低い数値であった。根拠地を日本の漁港において、数ヵ月の漁期だけ韓国沿岸部に出漁するという形態が多かったのである。

日帝の植民地支配下において59の日本人漁村が建設されたが、自治体などが主導した「補助移住漁村」と、漁民の自己資金に基づく「自助移住漁村」とに大別される。移住してきた漁民の多くが、日本で活動の場をもたない「零細漁民」であった。多くの困難を乗りこえて漁村経営に成功したのは、ほとんどが「自助移住」に属する漁村であった。

巨文島の日本漁村は、1914年には15戸47名であったが、1918年には90戸322名に激増している。1923年には韓国人1,131戸6,690名、日本人98戸360名と記録され、1945年までほぼ横ばいである。

報告では、『巨文島分会史』『軍事後援事業概要』『巨文島漁業組合関係書類』などの資料によって、「移住漁民の生活」や「巨文島住民との交流」について言及されたが、これらの資料が官主導資料という限界があるため、その多くが軍主導による植民地政策の一端を垣間見る域を出なかつた。したがつて「巨文島住民との人間的交流関係」や、漁民習俗の韓日比較など重要な諸問題については今後の課題として残つた。

報告後、司会の沖浦より30分にわたって補足

意見が発表され、その後質疑・討論が行われて盛会裡に終了した。ここで補充意見の概要を付記しておくが、今後における呂氏の研究の進展のための一助ともなれば幸いである。

(1)韓国への移住漁民は、九州・四国・中国をはじめ西日本の出身が大半であるが、特に瀬戸内海出身の漁民が多い。そのことは巨文島に三島神社と浄土真宗の寺院が建てられたことからも推定できる。古代から瀬戸内海民の守護神とされたのは愛媛県・大三島の大山祇神社であり、各地に散在するその分社は三島神社と呼ばれた。それらの神社の祭神であるオオヤマヅミノカミは先住民族系の国津神であって、大和王朝の奉じる天津神系ではない。

(2)瀬戸内海民の大半は浄土真宗の熱心な門徒であって、人間の平等を唱え、「悪人正機」を説いた親鸞に帰依している。彼らが、越智水軍→河野水軍→村上水軍という系譜のもとで、日本最大の水軍（海賊集団）を編成したことはよく知られている。特に村上水軍は一向一揆に参加して、織田・豊臣権力と正面から抗争した。豊臣秀吉は朝鮮侵略を開始する直前に〈海賊禁止令〉を出して、村上水軍を徹底的に抑圧した。

それは朝鮮へ渡る船・船頭・水夫を確保するためであった。

(3)日本の漁民は、律令制下の身分制にあっては、「士・農・工・商」の枠外にある者として蔑視されていた。近世の農漁村の検地帳でも、漁民は下位身分で居住区も限定され、農民や町人との通婚関係はなかった。

(4)漁民層もさらに三区分され、a) 漁業権をもつ平民身分である一般漁民、b) 各地を漂泊する家船漁民、c) 被差別賤民に属する漁民——このように分けられる。このうち、bとcに属する漁民は、漁業権をもっていなかった。

韓国に移住した「零細漁民」はこのb、cの層ではないか。移住しなくても韓国海域まで半年にわたって出漁していた記録が残されている。それはこの研究集会の後に入手したのだが、山野守人『夜光虫』（1986年、黎明社）である。広島県大柿町柿浦は戸数400戸の大漁村であるが、そこは被差別部落であった。漁業権も制約されていたために、50名の船団を組んで半年間韓国へ出漁していた。その詳細な記録であり、その基地は固城郡壮佐野であった。

（沖浦和光\*）

---

\* 本学文学部